



チャイナ タックスアラート

中国及び香港における
税務及び法規の速報

第11版

November 2019

KPMG／あずさ監査法人

中国及び香港における税務及び法規の速報

チャイナ タックスアラート (第11版)

第11版発行にあたって

2018年の中国の国内総生産（GDP）は90.3兆元となり、実質経済成長率は6.6%となりました。以前と比較して急速な伸びはないものの、中国政府が掲げていたGDP成長率の目標である6.5%を上回ることであります。米中貿易摩擦等、経済環境は複雑性を増すことが予想されますが、中国国内市場の拡大に加え、政府による本格的な景気対策等により、今後も中国経済の安定成長のファンダメンタルズは変わらないと考えられます。

近年、中国では、経済構造の内需主導型シフトや製造業からサービス業へのシフトを進めてきました。特に、AI分野において、中国企業の存在は高まりを見せています。既にモバイル決済サービスの利用者数は9億人に達し、そこから得られるデータを利用した様々なサービスが生まれています。また、次世代通信規格5Gや顔認証等の最新テクノロジー使った、無人バスや無人コンビニと言った自動化の実証実験も進められています。こうした最新テクノロジーを背景に海外進出をはかる中国企業も出てきており、AI分野において中国企業は世界をリードする存在になっています。

海外進出をはかる中国企業が増えている一方で、中国政府は外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）における規制項目を減少させる等、外資導入についても積極的な姿勢を見せています。このように最新テクノロジーと14億人の人口を有する中国市場は、今後も次々と革新的なサービスが生まれると予想されますが、ここに日本企業にとっても多くのビジネスチャンスがあると考えています。

本冊子は、KPMG中国が中国語及び英語でウェブ配信した「中国税務速報（チャイナタックスアラート）」、「税関の重要政策と最新動向（カスタムポリシーアップデート）」及び「香港タックスアラート」のうち、日本企業及びその中国現地法人に影響があると思われるものを選定し、2018年1月から2019年6月末までの期間にかけて邦訳版を配信したものに付き、2019年6月末時点で有効なものをまとめたものです。

今回の第11版では、増値税の税率引下げ、個人所得税法の改正、グレーターベイエリア（大湾区）に関連した税制優遇措置、自動車完成車及び部品の輸入関税率の引き下げ措置等、第10版以降に公布された重要な法令・通達等を数多く追加しています。

中国ビジネスに携わる方々にとって有用な情報をお伝えすべく作成いたしましたので、本冊子を実際のビジネスの場でご活用いただければ幸いです。

2019年11月

中国ビジネス支援ネットワーク

KPMG中国 グローバル・ジャパニーズ・プラクティス 中国総代表

高部 一郎

有限責任 あずさ監査法人 中国事業室 室長

高崎 博

チャイナタックスアラート

第11版のご利用にあたって

本冊子は、KPMG中国が2018年1月から2019年6月末までの期間に配信した「中国税務速報（チャイナタックスアラート）」及び「税関の重要政策と最新動向（カスタムポリシーアップデート）」「香港タックスアラート」の邦訳版につき、2019年6月末時点で有効なものをまとめたものです。

今回第11版では、主に以下のアラートが新規に追加されています。

アラートタイトル	アラート番号	該当ページ
中国政府、対米追加関税の適用除外の申請を受理開始	19TA16	89
国際的な先進の実務経験に沿って進む中国の増値税改革	19TA12	10
新個人所得税法の中国に住所を有していない個人に係る政策を明確化	19TA11	43
中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準の公布	19TA10	41
広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粤港澳大湾区）における新たな個人所得税優遇政策 — 外国ハイエンド人材及び不足人材を対象に個人所得税負担額の差額に基づく補助金の支給と個人所得税の免除	19TA09	37
中国政府が重要な増値税減税措置を公布、増値税法立法の新たな段階に移行	19TA08	5
納税の確実性に対する国家税務総局のコミットメント — 「中国事前確認制度年次報告書（2017）」の解説	19TA02	178
新個人所得税法の実施における優遇措置の移行問題を明確化	18TA31	33
新個人所得税法实施条例及び関連法令公布	18TA29	24
新税関信用管理規定の公布により、AEO認定はさらに厳しくなる	18TA27	77
クロスボーダー電子商取引（越境EC）に関する新制度 — 多くの優遇措置と、それに伴うビジネスチャンス	18TA26	73
日中間でAEO制度の相互承認に合意、日中貿易を促進	18TA24	70
外商投資向け優遇措置 — 外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大	18TA21	22
「関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン（2018年改訂版）」を公布	18TA20	64
中国個人所得税法の修正案が可決	18TA18	20
研究開発費の割増損金算入比率75%を適用	18TA17	3
中国税関が企業単位の加工貿易監督管理モデルの実験を拡大	18TA15	61

アラートタイトル	アラート番号	該当ページ
個人所得税法の修正案を全人代の審査に提出ー 税制改革草案	18TA14	16
企業所得税の優遇事項「自己判断」で管理	18TA13	1
中国、自動車完成車及び部品の輸入関税率を大幅引き下げ	18TA12	56
カスタムポリシーアップデート（税関の重要政策と最新動向） （2018年1月～2018年12月）	18CU12	152
	18CU11	146
	18CU10	139
	18CU09	130
	18CU08	126
	18CU07	122
	18CU06	113
	18CU05	107
	18CU04	102

香港タックスアラート

アラートタイトル	アラート番号	該当ページ
国別報告書に関する通知・国別報告書等提出義務	19HK02	222
香港税務局との初ユニラテラルAPAの締結	19HK01	220
香港の新研究開発制度が施行	18HK19	216
香港行政長官の2018年度施政報告	18HK17	214
新たな移転価格税制に伴う二重課税に対する給与所得税控除の改正	18HK13	212
香港移転価格税制法案が遂に可決	18HK12	206
研究開発（R&D）活動を対象とした優遇税制の拡大	18HK07	202

なお本冊子においては、中華人民共和国香港特別行政区（SAR）につき香港と表記しております。

各チャイナタックスアラートは、税務と法規等に分類し、さらにサブカテゴリー別に分類し、時系列で配列していますが、この分類は、あくまで利用に当たっての便宜性を優先したものであり、内容が必ずしも分類に合致しているとは限らない旨、ご了承ください。

通達を検索する際の便宜を図るための「中国通達総合索引」以外に、重要なキーワードから該当するアラートを検索できる「キーワード索引」もご活用ください。また「中国の主な税金と税率」の一覧表もご利用ください。

中国においては法令と実務が必ずしも統一されておらず、各地域で異なる取扱いがなされている事もあります。本冊子の内容を実行するに際し、本冊子の情報のみを根拠とせず、必ず現地の専門家または政府機関に確認する事が必要です。

なお、今回第11版に収録したチャイナ タックスアラート、及び収録以降に配信されたもの、過去に配信されたものにつきましては以下のURLでご覧いただけます。

チャイナ タックスアラート

<https://home.kpmg/cn/zh/home/services/special-focus-groups/global-japanese-practice/newsletter/china-tax-alert.html>

カスタムポリシーアップデート

<https://home.kpmg/cn/zh/home/services/special-focus-groups/global-japanese-practice/newsletter/customs-policy-update.html>

香港タックスアラート

<https://home.kpmg/cn/zh/home/services/special-focus-groups/global-japanese-practice/newsletter/hong-kong-tax-alert.html>

目次

第一部	1. 中国通達総合索引	i
	2. キーワード索引	xi
	3. 中国の主な税金と税率	xv
第二部	税務	1
1. 企業所得税		1
	(1) 企業所得税の優遇事項「自己判断」で管理(18TA13) 第13回 2018年6月	1
	(2) 研究開発費の割増損金算入比率75%を適用(18TA17) 第17回 2018年7月	3
2. 増値税		5
	(1) 中国政府が重要な増値税減税措置を公布、増値税法立法の新たな段階に移行 (19TA08) 第8回 2019年3月	5
	(2) 国際的な先進の実務経験に沿って歩む中国の増値税改革 (19TA12) 第12回 2019年3月	10
3. 個人所得税		16
	(1) 個人所得税法の修正案を全人代の審査に提出— 税制改革草案 (18TA14) 第14回 2018年6月	16
	(2) 中国個人所得税法の修正案が可決(18TA18) 第18回 2018年8月	20
	(3) 外商投資向け優遇措置— 外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の 徴収猶予政策適用範囲の拡大(18TA21) 第21回 2018年10月	22
	(4) 新個人所得税法実施条例及び関連法令公布 (18TA29) 第29回 2018年12月	24
	(5) 新個人所得税法の実施における優遇措置の移行問題を明確化 (18TA31) 第31回 2018年12月	33
	(6) 広東・香港・マカオ・グレートベイエリア(粤港澳大湾区)における 新たな個人所得税優遇政策— 外国ハイエンド人材及び不足人材を対象に 個人所得税負担額の差額に基づく補助金の支給と個人所得税の免除 (19TA09) 第9回 2019年3月	37
	(7) 中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準の公布 (19TA10) 第10回 2019年3月	41

(8) 新個人所得税法の中国に住所を有していない個人に係る政策を明確化 (19TA11) 第11回 2019年3月	43
--	----

4. 関税と税関 47

(1) 税関総署が「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」を公布 (18TA01) 第1回 2018年1月	47
(2) 認証企業が税関の企業信用管理新弁法でより多くの恩恵を特典享受 (18TA06) 第6回 2018年3月	51
(3) 中国、自動車完成車及び部品の輸入関税率を大幅引き下げ (18TA12) 第12回 2018年5月	56
(4) 中国税関が企業単位の加工貿易監督管理モデルの実験を拡大 (18TA15) 第15回 2018年6月	61
(5) 「関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン(2018年改訂版)」を公布 (18TA20) 第20回 2018年9月	64
(6) 日中間でAEO制度の相互承認に合意、日中貿易を促進 (18TA24) 第24回 2018年11月	70
(7) クロスボーダー電子商取引(越境EC)に関する新制度 — 多くの優遇措置と、それに伴うビジネスチャンス (18TA26) 2018年12月 第26回	73
(8) 新税関信用管理規定の公布により、AEO認定はさらに厳しくなる (18TA27) 第27回 2018年12月	77
(9) 国务院、総合保税區における規制緩和及び質的向上の推進に向けた新政策を公布 (19TA05) 第5回 2019年1月	84
(10) 中国政府、対米追加関税の適用除外の申請を受理開始 (19TA16) 第16回 2019年5月	89
(11) カスタムポリシーアップデート 2018年1月(18CU01)	93
2018年2月(18CU02)	97
2018年3月(18CU03)	99
2018年4月(18CU04)	102
2018年5月(18CU05)	107
2018年6月(18CU06)	113

2018年7月（18CU07）.....	122
2018年8月（18CU08）.....	126
2018年9月（18CU09）.....	130
2018年10月（18CU10）.....	139
2018年11月（18CU11）.....	146
2018年12月（18CU12）.....	152
5. 租税条約及び移転価格税制	165
(1) 国家税務総局が租税条約上の「受益者」認定問題を明確化 （18TA04） 第4回 2018年2月	165
(2) 国家税務総局が租税条約の実務に関する若干問題を公告 （18TA05） 第5回 2018年2月	172
(3) 納税の確実性に対する国家税務総局のコミットメント ―「中国事前確認制度年次報告書（2017）」の解説 （19TA02） 第2回 2019年1月	178
第三部 香港（SAR）	188
1. 香港タックスアラート（香港税務速報）	188
(1) 二段階の事業所得税率の導入により、より競争力のある税制を目指す （18HK01） 第1回 2018年1月.....	188
(2) 香港の企業受益所有権の引き締め―会社（改正）条例2018 （18HK02） 第2回 2018年3月.....	193
(3) 二段階の事業所得税率の制定 ― 2018／19課税年度より発効 （18HK05） 第5回 2018年4月.....	196
(4) 香港BEPS法案の第1次改正案公表 （18HK06） 第6回 2018年4月.....	198
(5) 研究開発（R&D）活動を対象とした優遇税制の拡大 （18HK07） 第7回 2018年5月.....	202
(6) 香港移転価格税制法案が遂に可決 （18HK12） 第12回 2018年7月.....	206
(7) 新たな移転価格税制に伴う二重課税に対する給与所得税控除の改正 （18HK13） 第13回 2018年7月.....	212

(8) 香港行政長官の2018年度施政報告(18HK17) 第17回 2018年11月	214
(9) 香港の新研究開発制度が施行(18HK19) 第19回 2018年11月	216
(10) 香港税務局との初ユニラテラルAPAの締結 (19HK01) 第1回 2019年1月	220
(11) 国別報告書に関する通知・国別報告書等提出義務 (19HK02) 第2回 2019年1月	222
編者・監修・翻訳レビュー・編集担当者紹介.....	226
中国主要事業所一覧.....	227
書籍案内	231

1. 中国通達総合索引

通達号数	通達名称	該当アラート	ページ
------	------	--------	-----

全人大常務委員会・主席令

主席令 9号	中華人民共和国個人所得税法修正案	18TA18	20
--------	------------------	--------	----

財政部、商務部・国家發展改革委員会

商財発 [2018] 486号	越境EC小売輸入の監督管理業務の改善に関する通達	18TA26	73
財関税 [2018] 49号	越境EC小売輸入に係る税収政策の改善に関する通達	18TA26	73
財政部 税務総局公告 2019年第34号	中国国内に住所を有しない個人の居住期間判定基準に関する財政部・税務総局の公告	19TA10	41
財政部 税務総局公告 2019年第35号	非居住者個人及び住所を有していない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告	19TA11	43
財政部 税務総局税関総署公告 2019年第39号	増値税改革の深化にかかる関連政策に関する公告	19TA12	10

国務院令

国務院関税税則委員会公告 [2019] 2号	対米追加関税賦課商品適用除外業務の試行に関する国務院関税税則委員会の公告	19TA16	89
国務院令第707号	中華人民共和国個人所得税法实施条例	18TA29	24
国務院税委会公告 [2018] 3号	自動車完成車及び部品の輸入関税引き下げに関する公告	18TA12	56

国家税務総局

国家税務総局公告 2018年第23号	改正後の「企業所得税優遇政策事項処理弁法」の公布に関する国家税務総局の公告	18TA13	1
国家税務総局公告 2018年第3号	外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策の執行に関連する問題に関する公告	18TA21	22
国家税務総局公告 2018年第56号	新個人所得税法の全面的実施に係る徴収管理の若干問題に関する国家税務総局の公告	18TA29	24
国家税務総局公告 2018年第59号	個人納税者識別番号の関連事項に関する国家税務総局の公告	18TA29	24
国家税務総局公告 2018年第60号	個人所得税特別付加控除の操作弁法（試行）」の公布に関する公告	18TA29	24
国家税務総局公告 2018年第61号	個人所得税徴収申告管理弁法（試行）」の公布に関する公告	18TA29	24
国家税務総局公告 2018年第62号	個人所得税自主納税申告関連問題に関する公告	18TA29	24
国家税務総局 2018年12月6日公布	中国事前確認制度年次報告書（2017）	19TA02	178

通達号数	通達名称	該当アラート	ページ
国家税務総局公告 2019年第14号	増値税改革の深化にかかる関連事項に関する公告	19TA12	178
国家税務総局公告 2019年第15号	増値税納税申告の調整関連事項に関する公告	19TA12	178
国家税務総局公告 2012年30号	租税条約における「受益者」の認定に関する国家税務総局の公告	18TA04	165
国家税務総局公告 2014年24号	委託投資における受益者認定に関する国家税務総局の公告	18TA04	165
国家税務総局公告 2015年60号	非居住納税者による租税条約の優遇措置適用に関する管理方法	18TA04	165
国家税務総局公告 2018年9号	租税条約における「受益者」関連問題に関する国家税務総局の公告	18TA04	165
国家税務総局公告 2018年11号	租税条約の実務に関する若干問題の公告	18TA05	172

国弁発・国発

国発 [2018] 41号	個人所得税特別付加控除暫定弁法の公布に関する國務院の通達	18TA29	24
---------------	------------------------------	--------	----

国税函

国税函 [2009] 601号	租税条約における「受益者」の解釈及び認定方法に関する国家税務総局の通達	18TA04	165
-----------------	-------------------------------------	--------	-----

国税発

国税発 [2010] 75号	「所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府の間の協定」と協定書条文の解釈」の印刷・配布に関する国家税務総局の通達	18TA05	172
----------------	---	--------	-----

税総函

税総函 [2013] 165号	中国大陸及び香港の租税アレンジメントの配当条項の適用に関わる受益所有者に対する湖北などの省・市級国家税務総局の取扱に関する国家税務総局の意見	18TA04	165
-----------------	--	--------	-----

財税

財税 [2017] 88号	外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策関連問題に関する通達	18TA21	22
財税 [2018] 102号	外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大に関する通達	18TA21	22

通達号数	通達名称	該当アラート	ページ
財税 [2018] 164号	改正後個人所得税法における関連優遇措置の移行問題に関する財政部、税務総局の通達	18TA31	33
財税 [2019] 31号	広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）における個人所得税優遇政策に関する通知	19TA09	37

税関総署

税関総署公告 2018年第59号	企業を単位とする加工貿易監督管理モデル改革の実験を拡大することに関する税関総署の公告	18TA15	61
税関総署公告 2018年177号	税関認証企業標準	18TA27	77
税関総署公告 2018年178号	「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」の実施の関連事項に関する公告	18TA27	77
税関総署公告 2018年第32号	「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」及び関連制度実施事項に関する公告	18CU04	102
発改委・商務部令 第18号	2018年版・外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）	18CU06	113
税委会公告 [2018] 5号公告	500億米ドル規模の米国原産の輸入品に追加関税を決定	18CU06	113
税関総署 2018年第59号公告	税関が企業別加工貿易の監督管理モデルを全面的に実施	18CU06	113
税関総署 2018年第60号公告	中国人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入の規範化	18CU06	113
税委会公告 [2018] 6号	一部の米国原産輸入品目に対する追加関税（第2回）の適用に関する公告	18CU08	126
世界税関機構（WCO）	2018年版「関税評価及び移転価格に関するガイド」	18CU08	126
財税 [2018] 103号	越境EC総合試験区の小売輸出貨物の租税政策に関する通知	18CU09	130
中国税関総署、10月26日	日中間でAEO制度の相互承認に関する取決めに締結	18CU10	139
税関総署公告 2018年第131号	「認定事業者（AEO）」コードの記入基準の明確化に関する公告	18CU10	139
財関税 [2018] 49号	クロスボーダー電子商取引/小売輸入租税政策の改善に関する通達	18CU11	146

通達号数	通達名称	該当アラート	ページ
財政部、国家発展改革委員会、工業と情報化部、生態環境部、農業農村部、商務部、中国人民銀行、税関総署、税務総局、市場监督管理局薬品监督管理局、密碼管理局、瀕危物種進出口管理弁公室 公告 2018年第157号	クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの調整に関する公告	18CU11	146
税関総署公告 2018年第177号	「税関認証企業基準」の公布に関する公告	18CU11	146
税関総署公告 2018年第178号	「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」の関連事項の実施に関する公告	18CU11	146
税委会 [2018] 65号	国务院関税税則委員会の2019年輸出入暫定税率などの調整案に関する通達	18CU12	152
商務部 税関総署公告 2018年第95号	商務部及び税関総署が貨物の自動輸入許可措置の調整に関する事項を公布	18CU12	152
商務部 税関総署公告 2018年第108号	2019年輸出許可証管理対象貨物目録	18CU12	152
商務部 税関総署公告 2018年第109号	「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」の廃止に関する公告	18CU12	152
税関総署公告 2018年第194号	越境EC小売輸出入商品の監督管理事項に関する公告	18CU12	152
税関総署公告 2018年第197号	金関二期税関特殊監督管理区域の管理システムの更新に関する公告	18CU12	152
税関総署令2017年236号	中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法	18TA01	47
税関総署令2017年237号	中華人民共和国税関企業信用管理弁法	18TA06/ 18CU03	51/ 99
税関総署公告 2018年4号	保税監督管理場所の関連規定に関する法律文書とリストを公布	18CU01	93
税関総署公告 2018年7号	貿易救済措置の適用対象貨物の輸入申告書における課税額計算の自動化関連事項に関する公告	18CU01	93
税関総署公告 2018年9号	関税価格評価業務のペーパーレス化推進に関する公告	18CU01	93
税関総署公告2018年19号	企業単位の加工貿易監督管理モデルの改革パイロットプログラムの範囲拡大に関する公告	18CU02	97

租税条約関係

2018年10月26日締結	中華人民共和国税関総署と日本国財務省関税局間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関のAEO（認定事業者）相互承認に係る協定	18TA24	70
---------------	---	--------	----

通達号数	通達名称	該当アラート	ページ
香港関連			
2018年5月2日香港特別行政区立法会に提出	香港税務改正法案（第3号）	18HK07	202
2018年7月4日立法会可決	2017年香港税務（改正）第6号法案（BEPS法案）	18HK12/ 18HK13	206/ 212
2018年1月10日香港特別行政区立法会	香港税務改正法案(第7号)（事業所得税法案）	18HK01	188
—	会社（改正）条例2018	18HK02	193
—	香港税務改正条例(第3号)（事業所得税条例）	18HK05	196
—	BEPS 法案（2017年香港税務（改正）第6号法案 第1次改正案）	18HK06	198
その他			
世界税関機構	関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン（2018年改訂版）	18TA20	64

(参考)税務通達コードの表記

中国の通達は、公布する政府の機関名と通達名及び公布年度を組み合わせて表記したいわゆる「通達コード」で表記される。例えば、国税函〔2008〕955号は、国家税務総局が2008年に公布した政府機関や部門間での取決めとの意味である。なお本紙「チャイナ タックスアラート」第11版では、通達コードとは別に、例えば2019年に発行されたチャイナタックス アラートの11号は19TA10と便宜的に表記している。

通達機関	公布する政府機関
主席	全国人民代表大会の決定
国	国務院の略
商務部	国務院下の部署
財	財政部の略、国務院下の部署
国税	国家税務総局の略、国務院の直属機構
税関総署	国務院の直属機構、税関関係を扱う

通達名	通達名の意味
令	法律、条例、細則
発	重要な規定、決定
字	事務的な規定
函	政府機関や部門間での取決め
外	外国や外国人に対する規定
地	土地や不動産に関する規定
函発	回答形式の政府機関や部門間の取決め

2. キーワード索引

索引	キーワード	主な該当アラート	ページ
あ	アンチダンピング調査	18CU09	130
い	移転価格文書化	18HK06	198
え	越境EC	18CU06/ 18CU12/ 18TA26	113/ 152/ 73
	SCR（重要支配者登録簿 Significant Controllers Register）	18HK02	193
	エレクトロニクススポーツ（e-スポーツ）	18TA05	172
か	外国籍個人	18TA29	24
	外国ハイエンド人材	19TA09	37
	加工貿易監督管理モデル	18TA15	61
	加工貿易企業	18CU12	152
	関税評価及び移転価格に関する新ガイドライン	18TA20	64
	関連企業（connected entity）	18HK05	196
	関連者間取引	18HK06	198
き	企業所得税優遇政策	18TA13	1
	企業信用情報年度報告書	18TA06	51
	企業別加工貿易監督管理モデル	18CU06	113
	給与所得税控除	18HK13	212
	居住期間判定基準	19TA10	41
	金関二期区域システム	18CU12	152
く	国別報告書（CbC）	19HK02	222
	グレーターベイエリア構想	19TA09	37
	クロスボーダー電子商取引	18CU11/ 18TA26	146/ 73
け	研究開発費の割増	18TA17	3
	研究開発費の割増損金算入制度	18TA17	3
	研究開発（R&D）優遇税制	18HK07/ 18HK19	202/ 216
	検査検疫証明書	18CU07	122
	原産地証明書	18CU08	126
こ	高級管理職	19TA11	43

こ	恒久的施設（PE）	18HK12/ 18TA05	206/ 172
	コストセービング	19TA02	178
さ	最終親会社（Ultimate parent entity；UPE）	18HK06	198
	先出区、後通関モデル	18CU12	152
し	事業所得税	18HK01	188
	事後管理	18TA13	1
	自己判断	18TA13	1
	事前確認制度（APA）	18HK12/ 19TA02	206/ 178
	事前裁定制度	18TA01	47
	受益者	18TA04	165
	出入国貨物届出リスト	18CU06	113
	主要目的テスト（Principal Purpose Test: PPT）	18TA04	165
せ	税関専用納付書	18CU07	122
	税関通関申告書	18CU12	152
	税関認証企業基準	18CU04/ 18CU11/ 18TA27	102/ 146/ 77
	セーフ・ハーバー・ルール	18TA04	165
	CEPA 協定	18CU06	113
そ	増値税期末留保税額還付	19TA12	10
	増値税減税措置	19TA08	5
た	対米追加関税	19TA16	89
	大湾区	19TA09	37
て	適格 R&D 活動	18HK07	202
	適用除外申請	19TA16	89
	転関（保税輸送）	18CU12	152
と	独立企業間原則	18HK06/ 18HK12	198/ 206
に	日中間 AEO 相互承認協定	18TA24	70
	認定事業者（AEO）相互承認	18CU09/ 18CU10	130/ 139
ね	ネガティブリスト	18CU06	113
は	パートナーシップ制企業	18TA05	172

ふ	フォーム BIR51	18HK05	196
	文書化	18HK12	206
へ	BEPS 法案	18HK06/ 18HK12	198/ 206
ま	マーケットプレミアム	19TA02	178
み	みなし課税取引所得	18HK07	202
ゆ	輸出増値税還付率	18CU09	130
	輸出入貨物通関申告書	18CU06	113
	輸入関税率	18TA12	56
	輸入許可管理	18CU12	152
	ユニラテラル事前確認 (APA)	19HK01/ 19TA02	220/ 178
る	累計仮源泉徴収法	18TA29	24

3. 中国の主な税金と税率（2019年6月末現在）

税金	納税義務者	課税対象額	税率	申告期限
企業所得税	・居住企業： 中国国内に設立された企業または実際の管理機構が中国にある企業 ・非居住企業： 中国国外の法律法規に基づき設立され、且つ、実際の管理機構は中国国内に存在しないが、中国国内に機構・拠点（いわゆる「PE」）を有する企業、または機構・拠点を有していないが、中国源泉所得を有する企業	・居住企業： 中国国内源泉所得及び中国国外源泉所得 ・非居住企業： 非居住企業のうち、中国国内に機構・拠点を有するものは、その機構・拠点が取得した中国国内源泉所得、および、その機構・拠点到属する国外源泉所得。 非居住企業のうち、中国国内に機構・拠点を有さないものは、その非居住企業が取得した中国国内源泉所得	・居住企業： 25%税率での総合課税 ・非居住企業： 非居住企業のうち、中国国内に機構・拠点を有するものは、25%税率での総合課税。但し、中国国内に機構・拠点を有する非居住企業であっても、その取得した中国国内源泉所得がその機構・拠点到属しない場合は、企業所得税法上、その国内源泉所得に対して10%税率による源泉課税（なお、各国と締結した租税条約によって優遇税率の適用あり） 非居住企業のうち、中国国内に機構・拠点を有さないものは、その取得した中国国内源泉所得に対して10%税率による源泉課税（なお、各国と締結した租税条約によって優遇税率の適用あり） ・国が重点的に保護するハイテク企業：15%軽減税率の適用 ・条件を満たす小規模薄利企業：年間課税所得のうち、100万元未満の部分については実行税率を5%、100万元から300万元の部分については実行税率を10%とする。	・居住企業： 納税年度終了後5ヶ月以内納税確定申告 ・非居住企業： 配当等の支払日或いは支払期日に源泉徴収形式による納税
増値税	・中国国内において物品、サービス、無形資産、不動産などを販売する、或いは物品の輸入を行う企業及び個人	・物品やサービス等を販売する場合、売上高に税率を乗じて、売上税額を計算	・物品の販売、加工、修理、補修などの役務、有形財産の賃貸サービス、物品の輸入：13%（2018年5月1日から2019年3月31日までは16%、2018年5月1日より前は17%）	・月次または四半期毎に、毎翌月の1日から15日までに申告を行い、前月の未払税額を納税する。

税金	納税義務者	課税対象額	税率	申告期限
増値税 (続き)	2016年5月1日より、財政部、国家税務総局が「全面的に営業税から増値税への移行を推進する通達」(財税[2016]36号通達)を発行し、増値税の課税範囲は金融サービス業、生活サービス業、建設業、及び不動産業まで拡大し、営業税に代わって増値税を適用する事となった。	- 物品やサービス等を購入する場合、負担した増値税専用発票に記載された税額合計額等を仕入税額とする。 - 売上税額から仕入税額を控除して納税額を計算する。仕入税額の未控除金額は翌月以降で繰越控除可	- 運輸サービス、郵便サービス、基礎電信サービス、建築サービス、不動産の販売およびリース、土地使用権譲渡、農産品の販売と輸入、水道水、天然ガス等の貨物:9% (2018年5月1日から2019年3月31日までは10%、2018年5月1日より前は11%) - 金融業、現代サービス業、生活サービス業:6% - 物品を輸出する場合:原則0%であり、一部輸出税還付制度あり - 一部のサービスを海外へ提供する場合:0%、若しくは免税 - 小規模納税者:3% (仕入税額控除不可) - 月次売上高10 万人民币以下の小規模納税者は、増値税は免除	
個人 所得税	- 中国国内に住所を有する個人、住所を有さないが中国の居住期間が183日に達する個人 - 日本人は、「日中租税条約」が適用され、「短期滞在者の免税規定(暦年で183日以下の滞在である等、一定の要件を満たす場合に個人所得税を免税とする規定)」が適用される。	- 賃金、給与所得は毎月の収入額から基礎控除額5,000 人民元を控除して課税所得を計算 - 外国人に対しては、これまで外国籍個人の免税手当(合理的な住宅費、語学訓練費、子女教育費、一時帰国費用、引越し費用、合理的な食事代やクリーニング代)があったが、2021年12月31日に廃止される予定。現在は、居住者個人の特別附加控除項目(住宅ローン利息支出もしくは住宅家賃支出、継続教育支出、子女教育支出、重大疾病医療支出、高齢者扶養支出)と併存するため、2021年12月31日までは二者択一することが可能。2022年1月1日からは、居住者個人の特別附加控除項目のみとなる。	月額課税所得金額に応じて3 ~45%の累進税率	月単位で課税計算し、翌月15日までに申告納付